

第 15 回茂原市まちづくり条例策定協議会 傍聴者からの感想

日にち 平成 27 年 2 月 13 日
場所 茂原市役所 5 階 502 会議室
傍聴者 6 名
感想提出者 1 名

【寄せられた感想等】（順不同）

- 「第 6 章 開かれた議会」についての議論に関して、第 19 条～第 24 条についての議論において、議会側から議会に関しては、“議会基本条例に定める”という形にして欲しいという対案が出され、これに対して第 19 条と第 20 条だけを残して第 21 条から 24 条の 4 条を削除するという妥協案が出されましたが、理由が分かりません。この 5 つの条文には、過去の行政と議会運営の結果、市民に莫大な負担を招来した問題の反省から、市民の会が約 2 年間をかけて必要と考えて纏めた内容が盛り込まれているものです。
- これらの条文を議会が削除したいと要求するということは、市民が理想とする議会よりも議会自身に都合の良い条例を目指したもので、改革に消極的であるという印象があります。妥協案を受け容れる場合には、議会基本条例の中にこれら 4 条の内容が盛り込まれることが前提だと考えます。
- 市民の会で纏めた提言書の内容と議会の提案した議会基本条例素案の内容とを協議会の委員以外の市民に見て貰い、「どちらが市民感覚として望ましいか」と聞いたら市民の方々はどう答えるのでしょうか。多くの市民が「市民の会で纏めた提言書の方が、日頃市民が議会に対して抱いている疑問や要望に具体的に答えている」と答えるのではないのでしょうか。
- 議会に関しては“別に定める議会基本条例による”というのでは、市民としては、行政に関する規定はまちづくり条例を見れば分かるのに、議会に関しては別に定める議会基本条例を見よというのでは煩雑で分かりにくいものとなってしまいます。市民にとって分かり易くするためにも、行政と同一レベルで詳細に記述して、まちづくり条例を見れば行政も議会のことも全て分かるという構成にすべきではないのでしょうか。
- そもそも“議員発議の議案の成立には議員全員の賛成を要する”という、市民感覚からは不可解な全会一致の慣例により、議会基本条例が成立しない可能性もある現状では、“議会に関しては議会基本条例に定める”という形で議会に委ねることは出来ないはずです。
- その他、“議長経験者や委員会委員長などの役付きは一般質問に立たない”等の議会規定にも記載されず、市民にも公開されていない慣例により議会が運営されていることが、市民の不信を招く原因になっているのです。
- また、議会基本条例素案の第 11 条では、“議会報告会に関しては別途定める”というような記述になっており、市民としては議会が本当に議会報告会をやる

つもりがあるのかと疑問に思ってしまう。更に、この議会報告会に関する規定も、全会一致の慣例により、市民の望む形では決まらない可能性もあるということになります。

- これまでもそれぞれの議員が自分の地域の後援会に対して報告会を開催することはありましたが、重要なのは議会として全議員が出席して市民に報告し、市民との対話をする報告会を開催することです。議会基本条例では、議会報告会の開催についてどのように規定する予定なのでしょうか、毎議会の終了後（年4回）とか、半年に一回とか具体的に規定されず、“行うように努める”という表現ならば、市民としては議会の実効性に疑問を持たざるを得ません。